

## お知らせ

### 町より

### 行政相談

行政サービスについてのご相談  
お悩み、お困りのことはありませんか。相談は無料です。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

◆日時 12月21日(金) 10時～15時  
◆場所 健康センター健康相談室  
◆担当者(行政相談委員)

松田幹男 ☎62・3024  
田口英輔 ☎62・3263  
問 総務課 行政係 ☎52・7111

### 選挙

### 12月16日は 衆議院選挙の投票日です

11月16日の衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査が次の日程で行われます。

◆投票日 12月16日(日)  
◆投票時間 7時～20時  
※投票場所などについては、12月上旬に発送します「入場券」をご確認ください。  
また、投票日に仕事・旅行などで

投票所に行けない人は、期日前投票ができます。投票する日までに入場券が届いている場合は、入場券をご持参ください。

◆期日前投票期間  
12月5日(水)～15日(土)  
◆投票時間 8時30分～20時  
◆投票場所  
水川町役場および宮原振興局

問 水川町選挙管理委員会  
(水川町役場総務課内)  
☎52・7111

### 防災

### 全国一斉の緊急情報の訓練放送

水川町では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム(J-ALERT※)から送られてくる国からの緊急情報を、さまざまな情報伝達手段を用いて確実に皆さまへお伝えするため、屋外スピーカーと戸別受信機での訓練放送を行います。

当日に実施する訓練放送の日時と放送内容は次のとおりです。  
※J-ALERT(ジェイ・アラート)とは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、人工衛星などを活用して国から市町村へ瞬時に情報を伝達するシステムです。  
◆放送日時  
12月3日(月) 10時15分ごろ

### 訓練方法

防災無線を利用した緊急地震速報の訓練放送(当日の気象・地震活動の状況によっては、中止することがあります)。

◆放送の内容  
「ただいまから、訓練放送を行います。」「(報知音)緊急地震速報。大地震です。大地震です。」「これで訓練放送を終わります。」



問 総務課 生活安全推進係  
☎52・7111

### 財政

### ふるさと水川応援寄附金

「水川町のために役立ててください。」と、ふるさと水川応援寄附金(ふるさと納税)をいただきました。皆さまのご厚意による寄附を町の発展のために有意義に活用していきます。

【寄附いただいた方】  
矢田 慶来 様(東京都)  
問 企画財政課 財政係  
☎52・5850(直通)

### 環境

### 環境美化一斉行動の日

毎年、町民の皆さまのご協力により実施しております一斉清掃を今年も次の日程で実施いたします。皆さまの積極的なご参加をよろしくお願いいたします。

◆期日 12月2日(日)  
◆場所 町内一円  
◆清掃するごみの種類  
空き缶、空きビン、燃えるごみなど  
※ごみ袋は、地区の保健衛生委員さんを通じて配布します。  
◆回収場所  
地区で決められた場所に収集してください。

※お願い  
家庭からのごみおよび事業所からのごみは絶対出さないでください。  
問 町民環境課 町民環境係  
☎52・5851(直通)

### 国民健康保険

### 国民健康保険は納期内納付を!

国民健康保険は、加入者の皆さまが安心して診療を受けられるための医療費の財源となる大切なものです。健全な国民健康保険制

度を維持するためには、加入者の皆さまの確実な納税が必要です。

水川町の国民健康保険の収入金額が減少すると財源が確保できなくなり、医療費を支払うことが難しくなります。このため、町ではより一層の収納率の向上を図っていきます。加入者の皆さまの納期内納付をお願いします。

【滞納すると…】  
・納期限を過ぎると、延滞金が発生する場合があります。  
・前年度以前の滞納があると、有効期限の短い短期保険証が交付されます。

・滞納が続くと、保険証を返納してもらい、資格証を交付する場合があります。この場合、医療機関を受診するときは医療費をいったん、全額自己負担(保険証の場合は3割負担)しなければなりません。  
・税の滞納が続くと、給与や預金、不動産など財産の差し押さえを行う場合があります。

【納付が難しい場合は…】  
・特別な事情などにより納付が困難な場合は、そのままにせず、早めに相談ください。  
問 健康福祉課 国民健康保険係  
☎52・5852(直通)

### 資格が変わったら届け出を!

就職や退職などによる国民健康保険の加入や脱退は、できるだけ早めに届け出をお願いします。

【加入、喪失の手続きは14日以内に】  
国保加入の届け出が遅れた場合でも、届け出をした月からではなく、資格を得た月(職場の健康保険を辞めた月など)までさかのぼって保険税を納めることとなります。  
【喪失の届け出が遅れると…】  
職場の健康保険加入後、国民健康保険証を使って受診をした場合、国民健康保険負担分の医療費を返還していただくこととなります。また、保険税を二重に支払ってしまう場合があります。

問 健康福祉課 国民健康保険係  
☎52・5852(直通)

### 介護保険

### 障害者控除対象者認定申請

水川町では、身体障害者手帳などを持っていない場合でも、町内に住所を有する65歳以上で、介護保険の要介護認定を受けている人のうち、寝たきりや認知症の状態によつて、「身体障害者または知的障害者に準ずる」と認められる場合、障害者控除対象者の認定書を交付しています。

### 巳年生まれ、年男・年女募集中!

12年に1回のチャンス。来年、年男・年女を迎える町内在住の人を募集します。広報ひかわ1月号で新年の抱負などを語ってみませんか。



▶対象  
巳年で町内在住の人(写真付、実名で紹介されることに同意できる)※自薦・他薦は問いません。  
▶応募方法  
①氏名、年齢、地区名、連絡先  
②新年の抱負(30～50字程度)  
を記入の上、写真(電子データ可)を添えて下記応募先へ持参、郵送、メールでご応募ください。

なお、提出いただきます写真は、編集の都合上、できるだけ電子データでの提出をお願いします。(印刷したのも可)また、携帯電話で撮影された写真は、解像度が落ちることもありますので、デジタルカメラで撮影されることをお勧めします。準備できない場合は、日程を調整の上、撮影に伺います。

▶募集人員 先着10人(組)  
▶応募先  
水川町役場 総務課 〒869-4814 水川町島地642  
☎:kouhou@town.kumamoto-hikawa.lg.jp  
▶応募締切 12月7日(金)必着  
※広報ひかわは、水川町ホームページにも掲載いたします。あらかじめご了承ください。  
問 水川町役場 総務課 広報担当 ☎52-7111

この認定書を提示すると、所得税や町県民税の申告の際に、本人またはその扶養者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

ただし、障害者手帳などによりすでに控除を受けている人やこの控除を受けなくても非課税の人は、改めて申請していただく必要はありません。

なお、この認定書は障害者控除の適用にのみ有効であり、身体障害者手帳の代わりとなるものではありません。

障害者控除対象者認定を受けようとする場合は、健康福祉課または宮原振興局総務振興課にて申請してください。

申請書記入、押印のうえご提出ください。後日認定書を送付いたします。

◆対象者  
・障害者控除認定書  
要介護1から3の人で一定の要件を満たす人  
・特別障害者控除認定書  
要介護4または5の人  
※どちらも平成24年12月31日の現況で認定します。

問 健康福祉課 介護保険係  
☎52・5852(直通)

